

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 490 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 490 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 7 日開催）において、信用リスクを見積る期間（予想存続期間が 1 年未満の取扱い）及びマネジメント・オーバーレイについて聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （信用リスクを見積る期間（予想存続期間が 1 年未満の取扱い）に関する意見）

2. 事務局案に賛成する。ただし、事務局の分析では例外を認める理由の一つとして保守性を挙げているが、この理由付けが適切か疑問に思う。結論の背景においてオプションを認める理由を記載するに当たっては、その理由付けについて改めて検討する必要があると考える。
3. 我が国の銀行の実務を踏まえた対応として、1 年未満のオプションを認めるという事務局案に賛成する。なお、整理の仕方として、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の原則に対する例外とするか、貸出の形態に応じて見積りの範疇で 1 年を用いているものと整理するかについては検討する余地があると考えます。
4. 事務局案に賛成する。なお、1 年未満の取扱いを会計方針とする場合であっても、適用する単位については、企業全体、金融商品の種類ごと、または特段定めないなど、複数の選択肢が考えられる。この点について、公開草案の文案を検討する段階で全体のバランスを見ながら検討する必要がある。
5. ステージ 1 の金融資産の見積期間については予想存続期間にかかわらず 12 か月としており、IASB はその根拠として運用上の簡素化やコスト・ベネフィットであると割り切って整理している。この点を踏まえると、予想存続期間が 1 年より短い場合に当該期間を用いることを要求することについて、理屈として一貫しているか納得し切れない点がある。

### （マネジメント・オーバーレイに関する意見）

6. マジメント・オーバーレイについて特段の記載を行わないという事務局案に賛成する。

7. 事務局案に賛成する。なお、基準上、マネジメント・オーバーレイについて特段の記載を行わない場合においても、IFRS 第9号は予想信用損失の見積りを定量モデルによって機械的に行うことを要求しておらず、定性的情報も考慮することとしているといった趣旨については、基準や結論の背景で分かるように記載することが望ましい。
8. IFRS 第9号の考え方を示す観点から、結論の背景においてマネジメント・オーバーレイに関する当委員会の検討過程を示すことは有用と考える。
9. マネジメント・オーバーレイを行うことが認められている状況において、利用者の観点からは、マネジメント・オーバーレイがどのように減損モデルに適用されて引当金の計上に繋がったかが開示によって把握できることが重要である。この点に関連して、会計基準外の対応として、ASBJ スタッフが欧米金融機関におけるマネジメント・オーバーレイに関する開示例等について記事等により解説することが可能かどうか確認したい。

以 上